

41

vol.

発行年月日

2007.5.25

# みどり 水土里ネット 東播用水

# 東播用水だより



みどり  
水土里ネット

夢ある農業・農村づくり



川代ダム



大川瀬ダム



呑吐ダム

ホームページアドレス <http://www.toban-yosui.jp>

メールアドレス [soumu@toban-yosui.jp](mailto:soumu@toban-yosui.jp)

## 目次

理事長あいさつ	2
第36回 通常総代会の開催	3
平成19年度 事業計画	4
平成19年度 一般会計予算	5
平成19年度 賦課金	5
加古理事長「旭日小綬章」受賞	6
関係機関紹介	6
基盤安定基金の造成について	6
就任のごあいさつ	7
東播用水の維持管理概要	8
国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)が後3年、事業完了に向かって	10
新農業水利システム保全対策事業の推進、平成18年度の実績と平成19年度の実施計画(概要)について	11
維持管理費の賦課基準の見直し	12
農地・水・環境保全向上対策の実施について	14
総代選挙のお知らせ	15
役員の定数変更と改選のお知らせ	15
「水土里サポートきんき」の皆さん呑吐ダムにて活躍!!	16
事務局組織図	17
職員になって1年後のひとり言	17
土地改良区への事務手続について	18
ほ場整備事業完了地区の賦課面積について	19
東播用水「水と緑の交流」実行委員会からのお知らせ	20

## 東播用水土地改良区 第36回通常総代会



理事長  
加古 房夫

### 「 開 会 挨拶 」

日増しに暖かさが増し、木々の緑、色めく季節となってまいりました。

本日、第36回東播用水土地改良区通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様方には、大変お忙しい中お繰り合わせ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、ご来賓の皆様方には、年度末、公務御多忙の中にも関わりませず御臨席賜りましたことに、心から御礼申し上げますとともに、平素より格段の御指導、御高配を賜っておりますことに、重ねて厚くお礼を申し上げます。

昨年のかんがい期は平年以上の降雨があり、水源であります大川瀬ダム、呑吐ダムの貯水も順調に管理され大きな用水不足もなく、組合員の皆様のご尽力、ご協力により無事かんがい期を乗り切ることが出来ました。本当に有難うございました。感謝に耐えません。

さて、国においては、新たな「食料・農業・農村基本法」を制定し、農業の持続的発展はもとより、国土保全や水田かん養、自然環境の保全や良好な景観形成など農村が有している「多面的機能の発揮」について強く推進することとし、21世紀初頭における農業・農村政策の基本理念が示されたところであります。

本土地改良区においても、水環境や地域用水といった多面的な「用水」との関わりを大切にし、国営造成施設管理体制整備促進事業の一環として、地域環境保全推進活動を進め

ており、平成18年度は4自治会、1法人で協定書を締結し、6箇所の水路施設の維持管理作業をしていただいております。土地改良区の施設に対する重要性が地域住民に再認識されたものと大変喜んでおります。

次に、本日ご審議いただきます案件ですが、前回の総代会にて議決頂きました「基盤安定基金の造成計画」についての特別会計の設置、積立金額などを提案させて頂いております。本土地改良区の管理施設は経年変化による老朽化が進行しているため、将来を見据え計画的に基金を造成して、施設改修等の地元負担にあてるべく実施しようとするものでありますので、是非ご承認を賜りたく上程いたしておるところであります。

最後になりましたが、提案させて頂きます、予算関係の議案、維持管理事業関係の議案等13議案についてご審議いただき、ご承認を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成19年3月26日

## 第36回 通常総代会

平成19年3月26日、三木市役所に於いて第36回通常総代会を開催、総代定数105名中93名出席、来賓として近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所濱口秀隆次長、兵庫県土地改良事業団体連合会安部優吉常務理事、兵庫県農林水産部農林水産局農地整備課二位孝夫課長、以下国・県・市町等関係者多数のご臨席のもと、大村伊三夫常務理事の開会宣言により開会、議長に芦原安男総代（加古川市八幡町）、議事録署名人に黒田康夫総代（神戸市西区平野町）、藤本勝美総代（三木市別所町）を選任後議事に入り提出議案について慎重に審議され全議案原案どおり可決決定されました。

### 提出議案

- 第1号議案 平成17年度事業報告並びに一般会計・特別会計収支決算及び財産目録について
- 第2号議案 定款及び諸規程の一部改正について
- 第3号議案 平成18年度一般会計・特別会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
- 第4号議案 平成19年度基盤安定基金積立金特別会計の設置について
- 第5号議案 平成19年度事業計画について
- 第6号議案 平成19年度賦課金の賦課徴収について
- 第7号議案 平成19年度加入金について
- 第8号議案 平成19年度役員及び総代の報酬・日当について
- 第9号議案 地区除外決済金額について
- 第10号議案 平成19年度一般会計・特別会計収支予算について
- 第11号議案 平成19年度一時借入金の限度額及び借入方法について
- 第12号議案 平成19年度余裕金及び積立金の預入先について
- 第13号議案 役員補欠選任について

## 加古理事長 「旭日小綬章」 受章

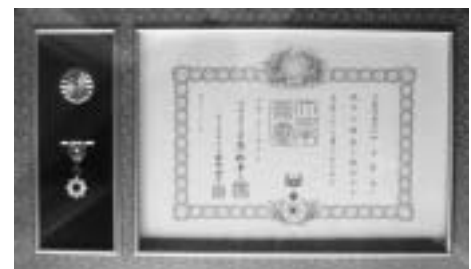
平成18年秋の叙勲で、「旭日小綬章」（自治功労）が授与されました。

加古理事長は、昭和26年から40年の永きに亘り細川町役場から、合併により三木市が誕生し市職員となられ総務部長、三木市助役を務めるなど市組織の要職を歴任し力量を発揮されてきました。

平成2年からは、市長に当選、以来4期16年に亘り卓越した識見、誠実と情熱を持って市制を担われながら関連機関など多くの役職も務められましたが、中でも、国営東播用水農業水利事業という世紀の大事業を推進する東播用水土地改良区の理事長にも就かれ、関係する受益者なり行政との連携を図り、地域の均衡ある発展を目指して、たゆまぬ尽力を頂き業務を全う、事業の完成に邁進された功績は非常に大きいところであります。

今回の受章に際し、平素親交のある有志代表の呼びかけで受章祝賀が盛会に開催されました。

東播用水だよりの発刊にあたり広く組合員を始め、関係皆様方に、この栄誉をご報告申し上げますとともに、今後更なるご活躍とご健勝とご多幸を祈念するものであります。



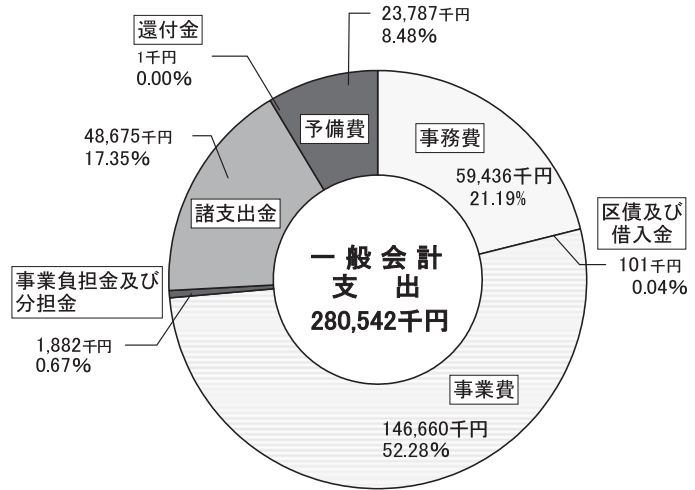
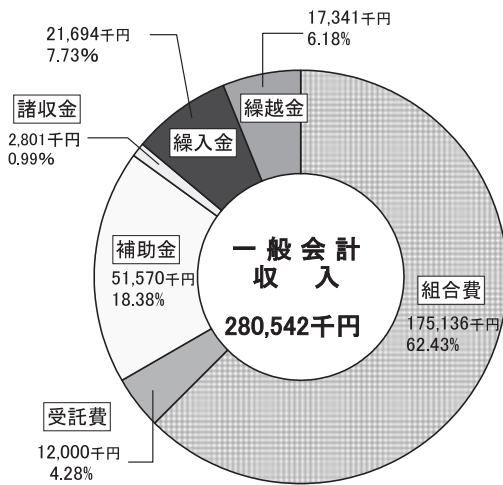


## 平成19年度 事業計画

- 1、配水管理を適切に行う。
  - (1)管理体制を整備し配水地域の水利調整を適切に行う。
    - ア)配水溜池等の個所 494ヶ所
    - イ)配水予定地区面積 7,318ha(約98.8%)  
(明石川、淡河川等の河川放流地域、及び加古川市全域を含む。)
    - ウ)節水に対する意識の高揚と啓蒙を図る。
- 2、加古川水系広域農業水利施設総合管理事業の円滑な実施、推進に協力する。
- 3、水利施設の維持管理を適切に行う。
  - (1)東播用水土地改良区維持管理事業計画書及び関係諸規程を遵守し、施設の保守点検、整備、その他日常の管理業務を適切に行う。  
主要施設概要
 

ア)用水路	23路線(約370km)
イ)揚水機場	24機場
ウ)頭首工	2ヶ所
エ)遠方監視制御施設	29局(セミループ局を含む。)
  - (2)直轄補修整備、改修工事を計画的に実施する。
- 4、国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)「東播用水地区」を円滑に推進する。  
強化支援事業費 46,200,000 -
  - (1)多面的機能発揮のための維持管理業務
  - (2)多面的機能発揮のための高度化施設及び予防保全対策工事を計画的に行う。
  - (3)水利施設のライフサイクル延長のため予防保全対策工事を計画的に行う。
  - (4)管理体制整備推進協議会の運営と地域住民参加による管理体制整備を推進する。
- 5、県営「新農業水利システム保全対策事業(東播用水地区)管理省力化施設整備事業」の推進に協力する。
  - ア)遠方監視制御施設整備
  - イ)幹支線水路制水弁等整備
  - ウ)その他関連付帯工事整備
- 6、「新農業水利システム保全対策事業(東播用水地区)」農業水利施設保全計画策定事業を計画的に実施する。
- 7、土地改良区賦課金(維持管理費)の賦課基準の見直しを行う。
  - (1)経常賦課金と維持管理費の統合賦課について検討する。
  - (2)維持管理費の賦課基準に関する規程を見直し、改訂する。
- 8、水利施設の補修整備、改修計画を樹立する。
  - (1)長期整備計画樹立のための調査、検討を進める。
- 9、県営事業等造成施設の管理委託又は譲与に関する協議調整を推進する。
  - (1)県営事業等により造成された水利施設等の財産の取り扱いについて適切な処理方針の指導を得るため、兵庫県と協議する。
  - (2)東播用水末端水路関係整備事業の区分と対象土地改良区等と協議する。
- 10、関連事業等の事業主体及び関係土地改良区と協調を図り事業効果の早期発現のため細部調整に努める。
- 11、関連事業及び他事業による改築追加工事等、水路整備に関する協議調整を行う。
  - (1)国土交通省が実施する事業
    - ・国道175号線神出バイパス及び拡幅に伴う道路改良事業 合流幹線・旧岩岡支線水路
- 12、河川取水地区の用水調整方策及び維持管理費徴収について協議する。
  - (1)明石川水系
  - (2)淡河川水系
- 13、維持管理費及び地元負担の軽減のため、調査、研究に努める。
- 14、未収賦課金を役員・総代・水利委員等の協力を得て徴収に努める。
- 15、水源地域の人々と水を利用する人々との交流の促進を図る。
  - (1)21世紀土地改良区創造運動の推進
  - (2)東播用水「水と緑の交流」実行委員会事業の推進
- 16、その他事業推進に必要な事項
  - (1)土地改良区が行う管理事業を円滑に推進するため積極的に広報を行う。

# 平成19年度 一般会計予算



# 平成19年度 賦課金

## 1. 経常賦課金

- (1)徴収範囲 平成19年4月1日現在：東播用水土地改良区の地区内にある全受益地
- (2)賦課金額 10アール当り 1,500円（基盤安定基金積立金500円を含む）
- (3)期 限 平成19年7月31日まで

## 2. 維持管理費（地区内管理費）

- (1)徴収範囲 配水可能地区より賦課基準に従い徴収する。
- (2)賦課金額

(単位 円 / 10アール)

区分	項目	井堰掛・畑濃縮地域	ため池掛(A)農地造成(A)	ため池掛(B)農地造成(B)	ため池掛(C)	井堰掛志染川・美の川	井堰掛本区管理揚水機場
維持管理費		650	900	1,000	1,100	300	1,000

付記：ため池掛及び農地造成のランク分けについては、前年度より過去5年間の10a当り年平均配水量により決まっており、ため池掛については(A)30t未満、(B)30t～1,000t未満、(C)1,000t以上 / 10a、また農地造成については(A)10t未満、(B)10t以上 / 10aとなっている。

- (3)期 限 平成19年7月31日まで

## 関係機関紹介

東播用水土地改良区の事業の円滑な運営等全般に亘るご指導を賜っております国、県、市町関係各位をご紹介します。

### 近畿農政局

淀川水系土地改良調査管理事務所  
次長 藤田 栄一  
加古川水系広域農業水利施設総合管理所  
所長 安藤 晴夫

### 兵庫県

農林水産部農地整備課 課長 二位 孝夫  
農林水産部農村環境課 課長 村上 主直  
神戸県民局地域振興部神戸土地改良事務所  
所長 矢部 誠一  
北播磨県民局地域振興部三木土地改良事務所  
所長 川口 靖敬

### 関係市町

神戸市産業振興局農林土木課 課長 植村 和広  
明石市産業振興部農水産課 農地整備・土地改良担当  
課長 宇野 善一  
加古川市地域振興部産業振興局農林水産課  
課長 榎尾 清  
三木市産業環境部農業振興課 課長 河合 宏夫  
三木市吉川支所経済課 課長 生友 康彦  
稲美町経済環境部産業課 土地改良担当  
課長 藤原 勉

## 基盤安定基金の造成について

東播用水土地改良区では、平成10年3月に総代会の議決を経て「基盤安定基金規程」を規定し施行しました。

この基金は、土地改良区の財政基盤並びに施設の整備補修を実施するための土地改良事業の実施に必要な農家負担金の財源とするものです。

国営事業が平成5年3月末に完了し、国有財産の管理を受託し点検整備を進めてきましたが、その後、県営圃場整備事業等により造成された施設が増えてきて配水地域が大きく拡大しましたが、平成18年度にはほぼ完了といってもよいでしょう。

近畿農政局は、平成14年度から平成7年1月の兵庫南部地震による影響の有無の確認を含めて、国有財産の損傷、劣化状態などの調査に着手し、平成17年度に完了しましたが、この結果を踏まえ大川瀬導水路の一部の補強、補修を行っています。

土地改良区が管理する部分については機能診断調査を実施し補修等が必要な場所と内容の概定がされたところですが、その一部分は土地改良施設維持管理適正化事業や国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)の事業により補修工事を行ったものの、実態としてはさらに補修、補強の実施はこれからいろいろな補助事業の研究を行い中

長期整備計画の策定を進め計画的な実施が必要です。

一方、農業情勢の現状を踏まえたとき、負担金の積立が不可欠と判断したものです。

基盤安定基金は、これまで平成10年度以降、予算の許す範囲で少しずつ積立ててきましたが、これまでの基金造成については決して計画的であったとはいえません。

「新農業水利システム保全対策事業(管理省力化施設整備事業)東播用水地区の平成18年度からの実施を契機として、中長期的な補修整備、改修のための計画的な基金造成を行うべきである」ということから、平成18年3月の第35回総代会(5号議案の関連事項)にて基本方針の承認を得た後、賦課金等調整委員会並びに理事会にて協議を重ね、賦課単価を決定し、平成19年3月26日開催の第36回総代会第6号議案「平成19年度賦課金の賦課徴収について」の議決を得て、経常賦課金に10a当たり500円を加算して徴収し、将来の農家負担に備えることとしたものです。

現在、基盤安定基金としては、約4億円の積立金がありますが、目標を年額の約4千万円と考えて、継続的に積立を進めていくものです。

組合員の権利と財産を保全するための貴重な財源にするものですので、ご理解をお願いします。

### 新役員の紹介

第36回通常総代会において、役員補欠選任が執行されました。

その結果理事に野口 貢氏(神戸市西区神出町田井)が選任されました。任期は平成20年5月12日まで就任していただきます。

### ご冥福をお祈りします

平成18年8月3日分玉 進理事(神戸市西区神出町北)が急逝されました。

故分玉理事さんは、第7期～第9期の理事を歴任され東播用水土地改良区の運営及び事業推進にご尽力を頂きました。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

## 就任のごあいさつ



近畿農政局  
淀川水系土地改良調査管理事務所

次長 藤田 栄一

青葉が鮮やかな季節となりました。東播用水土地改良区の組合員の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

私、この4月の異動により滋賀県の湖北におます新湖北農業水利事業所から加古川水系広域農業水利施設総合管理所に転任して参りました。よろしくお願ひ申し上げます。

当総合管理所に勤務いたしますのは二度目となります。一度目は平成16年度で、1年間といふ短い期間ではありましたが、土地改良区役員並びに関係者の方々に大変お世話になりました。また、施設の管理面では、通常は年間の平均的な台風発生件数は約20～25件程度といわれていますが平成16年は29件と多く、とわけ23号台風は近畿地方を直撃して各地に大きな洪水被害をもたらした台風でしたが、総合管理所の各ダムにおいても予測される時間雨量の多さと短時間に急激に増加するダム流入量に対し、

昼夜職員が一丸となって洪水処理の対応に当たったことが昨日のように思い出されます。近年、地球規模の温暖化が云われ、それに結びつけて異常な気象状況の頻発傾向について説明されることが多い昨今ですが、集中豪雨の一方で渇水現象についても警戒を緩めることなく、常に気象情報等の収集に努めながら必要十分な用水の確保と供給が図れるよう、緊張感を持って日々の管理業務を行っていかねばと思っております。

さて、新たな「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月）に基づく「経営所得安定対策等大綱」が示され、今年度から「品目横断的経営安定対策」、「農地・水・環境保全向上対策」の導入が行われていますが、これらの施策により農業・農村においては地域の活性化を図る基本となる農業用水の安定供給の重要性が益々増しております。当管理事業の実施に当たっても組合員の皆様とともに、より用水の有効利用が図れるよう効率的な配水管理や施設管理に努めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、貴土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様方のご活躍を心から祈念申し上げご挨拶いたします。



近畿農政局  
加古川水系広域農業水利施設  
総合管理所長

安藤 晴夫

水土里ネット東播用水の組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

私、このたび4月の異動で、京都市におます近畿農政局地域整備課から加古川水系総合管理所（吞吐ダム）に転任して参りました。よろしくお願ひ申し上げます。

前任地では、平成19年度より新しく始まる「農地・水・環境保全向上対策」を担当してまいりました。組合員の皆様も度々が耳にした言葉だと思いますが、農地・農業用水等の資源を地域共同の取組で守っていくとする考え方で当地域でも数多く取り組んでいただいていることと思います。

出身地は、東北地方の宮城県北部で岩手県に接している位置にある登米市で、水田の単作地帯です。

兵庫県での勤務は、淡路島におました北淡路開拓事業所で昭和59年より3年間勤務しましたが、東播用水地区に関しましては今回が初めての勤務となり、皆様には何かとお世話になりますがよろしくご教示下さるようお願い申し上げます。

皆様ご承知とは思いますが、当総合管理所は、川代ダムから大川瀬・鴨川ダム、吞吐ダム、糞屋ダムの5箇所のダムと、4箇所の頭首工、3箇所のポンプ場、69kmに及ぶトンネル・パイプライン・開水路など数多くの基幹水利施設を管理しております。

これらの施設を安全かつ適切に管理運用するのが、私たちの任務ですが、最近の異常気象に見られるように局地的な集中豪雨や地震など予測が難しくなっております。

組合員皆様が使用される水を適正かつ有効に配分するため、職員一同昼夜任務に当たっておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、水土里ネット東播用水の益々の発展と組合員皆様方の益々のご活躍を心から祈念申し上げごあいさついたします。



# 東播用水の維持管理概要

## 1、はじめに

東播用水の水源には、最上流部に位置する川代ダム（篠山市大山下）、中央部の大川瀬ダム（三田市大川瀬）、下流部に吞吐ダム（三木市志染町三津田）の三つがあります。

これらのダムとダムを結ぶ導水路のほか吞吐ダムから兵庫県企業庁の神出浄水場（神出町南地先）まで送水する中央幹線水路の上流部を近畿農政局加古川水系広域農業水利施設総合管理所（通称、加古川総管）が管理し、これ以外の農業水利施設は東播用水土地改良区が管理しています。

土地改良区は、管水路や開水路を約370km、頭首工2ヶ所、ポンプ場24ヶ所の水利施設を操作して約494ヶ所の溜池や河川に注水しています。この水利施設のうち土地改良区の事務所から揚水機場4ヶ所、分水バルブ4ヶ所、頭首工取水ゲート1ヶ所を遠隔操作することができます。

平成19年度の配水計画地区面積は、約7,318haを見込んでおり、これは全体受益面積の約99%に相当します。

## 2、管理の区分

ダムなどの水源から農地に水が届くまでの管理は3つに区分されています。

第1にダムや導水路の管理は、加古川総管です。

第2に幹支線水路の水利調整、溜池等への送水のためのポンプの運転やバルブ、ゲート操作は、土地改良区の管理担当職員等がすべて行っています。

第3に溜池や井堰から農地までの間の管理は地元の水利組合で行うことになっています。

## 3、水利施設の点検整備補修

土地改良区が管理する施設は、管理担当職員等が施設の点検整備を直接行うことを原則にしていますが、一部を専門業者に発注して行う場合があります。こうした施設の補修、改修工事や水路周辺の草刈りや会所柵の泥上げ作業にあたり、付近の皆様にはご迷惑をおかけすることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

## 4、送水開始や送水停止の依頼

溜池貯水量等の状況によりダムや頭首工から送水が必要な時は、水利組合から届けて頂いている水利委員の方から土地改良区の事務所に連絡して頂くことになっていますので、組合員個人から直接に送水の開始や停止は受付けていませんのでご理解をお願いします。

## 5、路線別の各水利委員の皆さんにお願いすること

### 1) 送水を適切に行うために

(1)溜池貯水量・水位・用水の見込みなどの状況と営農状況をもとにして送水開始が必要な場合：[送水開始]を依頼してください。

送水停止が必要な場合：[送水停止]を依頼してください。

(2)渇水対策の協議及び地元調整、指導、広報を行う。

(3)水路からの漏水や溢水する恐れがあるなどに気づいた時の連絡

(4)揚水機の運転異常（赤色灯等が回転している）などを発見した時の連絡

### 2) 事務関係の地元の窓口としてご協力をお願いします。



- (1)土地改良区賦課金の賦課徴収に関すること
  - (2)土地改良区土地原簿の内容に関する地元調整及び指導
  - (3)ほ場整備事業区域の換地処分登記済みに伴う土地原簿の更生・確認作業
  - (4)高畦畔の賦課金免除に関すること
- 3) 土地改良区運営をよりよくするために組合員と事務局のパイプ役をお願いします。
- (1)関係者の意見や要望を取りまとめ
  - (2)説明会等の会合の開催や準備の協力

## 6、水利委員と管理担当職員との連絡調整方法

水利委員と路線担当職員との連絡調整は下記による方法を原則にしていますので、用水調整をスムーズに進めるためにご理解をお願いします。

注1：連絡調整は、土地改良区の事務所に電話でお願いします。

(FAX又はEメールも受け付けます。必ず地区名・溜池名及び委員名・用件・連絡先を記入して下さい。)

注2：平日の夜間並びに休日の事務所の電話は、留守番電話になっていますので、地区名、溜池名、委員名、要件、必要に応じ連絡先を伝言してください。

ただし、かんがい期(おおむね5月中旬から9月上旬までの間)は、業務委託員が電話を聞きますので、上記に準じて用件を簡潔に伝達してください。

注3：送水開始、送水停止の連絡は、AM8:45~PM5:30の時間内をお願いします。原則として翌日以降の対応になりますのでご理解をお願いします。

注4：水利委員を変更する場合は、その時点で土地改良区事務所に変更届を提出してください。

## 7、管理担当職員の分担と構成 (平成19年4月1日現在)

東播用水土地改良区事務所(中央管理所)  
 三木市志染町井上683 TEL 0794(87)0545 FAX 0794(87)0547  
 メールアドレス:soumu@toban-yosui.jp

土地改良区管理責任者 坂元正美

維持管理総括

業務担当主幹(総括) 坂元正美

維持管理事業総合調整担当

用水管理担当者(総合調整業務担当主幹 配水) 戸田文雄

北部担当主幹 戸田文雄

配水管理 担当 松田忠一

南部担当主幹 藤田浩昭

配水管理 担当 梶 英司

大川瀬導水路・吉川支線水路・大沢支線水路・吉川南支線水路・北神戸(第1・第2)幹線水路・ゴルフ支線水路・北2号支線水路・北3号支線水路・北4号支線水路・豊岡支線水路・口吉川支線水路・細川支線水路

淡河幹線水路・山田幹線水路・広野支線水路・別所支線水路・神出支線水路・合流幹線水路・旧岩岡支線水路・中央幹線水路・明石川支線水路・岩岡支線水路・平野支線水路・森安支線水路・印南支線水路・加古支線水路・天満支線水路・蛸草支線水路・美囊川、志染川水系

## 施設管理担当

業務担当主幹（施設管理）藤田浩昭

施設整備補修担当 松田忠一

電気機械施設担当 梶 英司

## 国営造成施設管理体制整備促進事業

事業調整推進担当 事務局次長 福田信幸

強化支援事業担当主幹 坂元正美・担当 松田忠一

計画・推進担当主幹 藤田浩昭

## 新農業水利システム保全対策事業・土地

改良施設維持管理適正化事業

事業総合調整担当主幹 戸田文雄

担当 松田忠一・梶 英司

## 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）が後3年、事業完了に向かって

この「国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）」は、平成12年度から実施しているもので、農業用水路やため池などの水利施設が有している洪水防止機能、農村地域の景観保全、地下水涵養、親水効果などの農業生産面以外の多面的な機能に着目して、地域と連携した管理体制づくりを進めようとするものです。

この事業の目的は、いろいろな多面的機能を発揮している水利施設を地域の財産（資源）にとらえて、適切な管理を促進し多面的機能が地域に定着、浸透するための活動に加え、水利施設の整備を行なうことによって、管理体制の整備と拡充を図るものです。

この目的達成のために国・県・市町が水土里ネット東播用水を支援するものです。

この事業は、管理体制整備計画策定事業・推進事業・強化支援事業の三つに区分されていますが、水土里ネット東播用水は地域住民の協力を得て管理体制を拡充するための検討、組織化を進めるほか、水利施設の高度化施設整備（フェンスの設置、余水吐の設置、放水路の改修、管理用道路の整備など）を行ない、多面的機能発揮のための維持管理を行うための経費と水利施設の整備には多額の事業費が必要となりますが、特に水利施設の整備に要する経費については国・県・市町から支援（補助）を受け、水利施設の整備には農家負担が掛からない事業です。

また、維持管理費の農家負担軽減に大きく関係しています。

水利施設の整備工事の実施にあたっては、地域住民、並びに農家のご協力とご理解をお願いします。

さらに、この事業を進めるために必要な多面的機能発揮のための維持管理体制整備のため、地域住民の皆様のご協力を得ることが必須になっています。



水土里ネット東播用水では、地域住民と農家の協力を得て水路周辺のよりよい環境の維持保全、水難事故防止対策などを目的に環境保全作業（水路周辺の草刈払い処分、ゴミ拾いなど）に協力をお願いします「地域環境保全推進活動」（22ヶ所を計画）の推進を図っています。

現在、岩岡支線水路と別所支線水路に関係する7地区の自治会、医療法人等のご協力を得るまでに至って

います。

このほかに梅雨、台風などによる降雨により水路に流入する水を安全に放流しなければなりません。水路を流下している状態監視、情報提供（重点監視ポイントとして15ヶ所を計画）の協力を頂くことを目的に「東播用水水路情報連絡協会」の組織化を進めています。

現在、重点監視ポイント4ヶ所（公共機関、医療法人、1自治会）のご協力を得ているものです。

水土里ネット東播用水は、本年度から本格的に展開される「農地・水・環境保全向上対策」と密接な関係にある「地域環境保全推進活動」と「東播用水水路情報連絡協会」の活動を推進し安全安心、地域に貢献する「東播用水」を目指したいと考えています。



## 新農業水利システム保全対策事業の推進、平成18年度の実績と平成19年度の実施計画(概要)について

平成18年度より新規採択事業として始まった東播用水地区は、淡山疎水を含む受益面積7,404haの播磨平野東部の田畑を潤しています。

近年、農地利用の変化、多種多様な品種の作付けへの営農形態に対応するため、各補給ため池に応じた緻密な水管理が必要不可欠となっています。また、現在の遠方監視制御施設自体にも老朽化が顕著に現れ、適切な水利用調整が維持しがたくなってきています。

これらの事に鑑み、管理の省力化を図るため遠方監視制御施設の更新、監視子局の見直しや、除塵機、流量計等の設置、更新による維持管理費の低減を目的とした事業となっています。

平成18年度では、管理省力化のための除塵機を芥子山（三木市）、老ノ口（神戸市）、吉生（神戸市）の3箇所に設置した他、宮ヶ谷調（写真1 除塵機により引き上げられたゴミ）整池（神戸市）、西池（稲美町）のゲートの改修に着手しています。



（写真2．更新した流量計）

また、維持管理の低減を図るため、老朽化した流量計の更新を46箇所（神戸市、三木市）実施しました。

平成19年度は、遠方監視制御施設の更新を3年に亘り段階的な改修に取り組むこととしています。具体的には、親局設備の一新、各地の監視子局の追加、廃止を含む更新、情報の伝送方式の切換えを軸としています。

また、東播用水土地改良区が主体となって進めている農業水利システム保全計画策定業務では、今後も多様に展開する社会情勢を含む営農形態に対応し、農業水利システムの役割を發揮させるため水利施設の機能診断、水利用の管理のあり方と技術検討を行い、水利地域水田農業ビジョンの実現に取り組んでいきます。

北播磨県民局 三木土地改良事務所 谷口主任



## 維持管理費の賦課基準の見直し

土地改良区が直接、賦課徴収している賦課金の種類は、經常賦課金と維持管理費の2種類で、組合員の皆様に7月末日を納期として年1回の納入をお願いしています。

維持管理費は、水路施設工事が完了し、ため池等に注水されるようになった地区から納入して頂くことになっています。

この維持管理費は、「維持管理費の賦課基準に関する規程」(平成8年3月28日に開催の総代会承認、以下「賦課基準」という。)により、東播用水関係の水利施設のメンテナンスに必要な経費と用水の送水に必要な諸費、並びに維持管理体制を維持するための安定財源として考えなければならないものです。

組合員が所有する又は耕作する農地面積を基礎にした土地台帳(4月1日を基準にしたもの)を基に、各組合員に納入をお願いしていますが、単価決定方法として 面積均等割単価：必要な維持管理事業費の1/2、配水実績を考慮した水量割単価：必要な維持管理事業費の1/2を水量等による係数とその関係面積により算定した単価を加えた額が賦課単価になる大変複雑な基準です。

ため池掛かりについては、10a当たり送水量がA：30m<sup>3</sup>未満、B：30m<sup>3</sup>以上1000m<sup>3</sup>未満、C：1000m<sup>3</sup>以上に区分していますが、この水量は5年間の配水実績をもって算定しますので、配水可能となった年度から起算して5年間はBの地区として取り扱うことになっています。

現行の賦課基準は施行後12年が経過しこれまでに路線別水利委員会等において、いろいろな意見を頂き、理事会においても議論されてきましたが、受益地域のほぼ全域が配水可能となってきたことを考慮する中で、賦課基準の見直しをする時期であると判断されたところです。

この賦課基準の見直し(課題)のポイントは次の通りですが、平成19年度の路線別水利委員会においても、ご意見、ご提案を頂き、検討のうえ賦課金等調整委員会並びに理事会で協議し平成20年3月の総代会に付議することにしています。

賦課単価区分A・B・Cの区分(数、水量)

均等割と水量割がそれぞれ1/2でよいか。

水量割の各種係数の見直し

農地造成団地の水量区分の見直し

河川掛地区の単価の取り扱い

配水実績水量の計算をこれまでかんがい期間(5月1日～9月30日)の配水量を基礎にして運用していましたが、規定に基づく年間配水量にするなど、現行賦課基準の基本理念は変わりませんが、実情を考慮して節水につながる基準の見直しをする方針です。

水利役員、組合員の皆様のご意見、ご提案をお願いします。

(参考)

維持管理費の賦課基準に関する規程(抜粋)

第2条 不動産登記簿記載面積を基準として土地原簿に記載された面積とする。

2 面積の基準は4月1日とする。

第3条 維持管理費は、水量及び配水管理の難易度等を勘案して定めた基準(別表1)により賦課する。

2 維持管理費は、配水可能地区から賦課徴収する。

別表 1

維持管理費	賦課区分	均等割	水量割	
	賦課方式	維持管理費の50%	維持管理費の50%	
維持管理費	賦課基準	均等割	井堰・畑・濃縮地区	0.3
			ため池掛(A)	0.8
			ため池掛(B)	1
			ため池掛(C)	1.2

## 付記

1. 井堰掛のうち志染川・美囊川掛について、上記に関わらず10a当たりの維持管理費は、ため池掛(B)の0.3とする。
2. 井堰掛のうち東播用水土地改良区が管理する揚水機を利用する井堰掛は、ため池(B)と同様とする。
3. 農地造成の普通畑は、既畑と同様とする。
4. ため池掛(農地造成は除く)については、前年度より5年間の10a当たり年平均配水量が(A)30t未満、(B)30t～1000t未満、1000t以上とし(A)(B)(C)の位置づけは送水実績により行い、実績がある水利より確定し、理事会の承認を得て水利委員に通知する。
5. 農地造成の樹園地について前年度より前5年間の10a当たり年平均配水量が10t未満は(A)とし、他は(B)とする。
6. 維持管理費について、揚水機を利用する水利を含め配水量、管理労力等の実績を踏まえ変更することができる。

## (解説)

配水可能地区とは、水利施設等の整備が完了するなどによりため池等への送水が可能になった水利ブロックです。

維持管理費とは、当該年度の維持管理事業費をさします。ただし、農業、経営等の実情を踏まえ、運用としてため池掛(B)を1000円/10aを基礎に単価算定を行うものとしています。

ため池掛(A、B又はC)の単価は地目田に適用され、ため池掛の普通畑の単価は別単価です。

井堰掛の単価は、地目に関わらず同一単価を適用します。

## 農地・水・環境保全向上対策の実施について

兵庫県神戸県民局 神戸土地改良事務所  
副所長 山際 丈

北播磨県民局 三木土地改良事務所  
副所長兼農村計画課長 上月重寛

我が国農業の構造改革を加速化するとともにWTOにおける国際規律の強化にも対応しうようこれまでの農政のあり方を大転換し、我が国農業・農村の持続的な発展を図るため昨年10月に「経営所得安定対策等大綱」が決定されたところである。

その具体的な施策として米政策改革での新たな需給調整システム（生産調整支援策）の導入、施策の対象となる担い手を明確化したうえで品目別に講じられていた経営安定対策を見直した品目横断的経営安定対策及び国民共通の財産である農地・水等の資源と環境を次世代に引き継いでいくために農業者と地域・都市住民が一体的に取り組む新たな地域振興施策である農地・水・環境保全向上対策が本年度から本格実施される。

農地・水・環境保全向上対策は、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的な向上を図るため、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動及び、これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取り組みをともに協定に位置づけ、地域住民を始めとする多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援するものである。

対策の実施にあたっては、県、市町、JA、県土地改良事業団体連合会で構成する地域協議会を県民局毎に設立しその運営にあっている。

地域協議会では、採択申請書の受理から支援交付金の交付等事業の手続き事務から経理事務までをつかさどっている。

平成19年度からは、共同活動への支援においては県下2,200集落、47,000haを、営農活動への支援においては県下174集落、1,237haを対象に実施する予定である。

東播用水の受益地における取り組み状況を下記に示す。

### 東播用水関係地域の状況

（当初予定）

協議会名	関係市町名	関係JA名	共同活動への支援		営農活動への支援	
			組織数	面積	組織数	面積
神戸地域	神戸市	兵庫六甲	121	2,800	40	238
北播磨地域	三木市	兵庫みらいみのり	93	2,970	2	17
東播磨地域	明石市、加古川市、稲美町	あかし兵庫南	45	1,825	2	6
計	5		260	7,595	44	261

特に神戸地域では、神戸市の「人と自然との共生ゾーンの指定に関する条例」に基づく「里づくり計画」と連携し、秩序ある土地利用を合わせて推進する。また神戸ブランドとして有機や減農薬で栽培している「こうべ旬菜」を基軸に、環境負荷軽減に向けた新たな仕組みづくりを目標に本対策に取り組む予定である。



## 総代選挙のお知らせ

本区総代の任期（4年）が平成20年3月24日を持って満了します。現在の総代定数は105名ですが、平成16年3月26日第33回通常総代会にて総代定数に係る条項の改正について、可決承認されました。次の総選挙には下表のとおり80名となり、公職選挙法に準じ改選されることとなります。

（総代の定数及び選挙区）

選挙区	選挙区域	総代数(人)
第1区	神戸市第1区(北区)	8
第2区	神戸市第2区(西区)	19
第3区	明石市	3
第4区	加古川市	5
第5区	三木市	27
第6区	加古郡稲美町	18
計		80

## 役員の変数変更と改選のお知らせ

第36回通常総代会において、定款の一部改正が可決決定され役員の変数が下表のとおりとなりました。

又、本区役員の変数（4年）も平成20年5月12日を持って満了しますので、被選任区で次期役員さんの改選方よろしくをお願いします。

	理事	監事	計
員内（組合員）	21	4	25
員外（組合員でないもの）	5	1	6
合計	26	5	31

この改正に伴い被選任区の組合員である員内役員の変数は次のとおりです。

被選任区	被選任区域	定数(員内)	
		理事	監事
第1被選任区	神戸市北区	3	1
第2被選任区	神戸市西区	4	
第3被選任区	明石市	1	1
第4被選任区	加古川市	1	
第5被選任区	三木市	7	1
第6被選任区	加古郡稲美町	5	1
合計		21	4

## 「水土里サポートきんき」の皆さん呑吐ダムにて活躍!!

呑吐ダムの周辺では『東播用水「水と緑の交流」実行委員会』が主催して「呑吐ダムフレッシュアップウォーキング」を15回開催して、地域住民、都市住民や受益者に対し、東播用水、私たちの大切な水源施設であると呑吐ダム、水の大切さなどをPRするとともに情報の発信に努めてきました。

さらに、3年前から別の活動として、『呑吐ダム桜並木「水土里の路」公園づくり』として、呑吐ダム右岸部にある広場や道路を活用した「水土里の路」公園づくりを通して、水を使う者と水源地域の人々及び一般住民の交流舞台を目指した公園を手作りで整備し、管理する「会員」を募り、現在280余名の会員により、桜の植樹をするなどの活動を進めています。

このような活動を展開する中で、さらに力強いサポート隊が協力して頂きましたので、この新しい活動に対し感謝の意をこめて組合員の皆さんにご報告するものです。

### 「水土里サポートきんき」のボランティア活動

平成19年1月27日の土曜日11時ころから約80人が参加で呑吐ダムの左右岸のごみ拾い、植樹した桜苗木の周辺の雑草の草刈やスイセンの植付けなどを行い、呑吐ダム「水土里の路」公園のグレードアップにご協力を頂きました。

この「水土里サポートきんき」は、近畿農政局のOBを中心とするボランティア組織です。

当日は、「水土里サポートきんき」の有志の皆さんに兵庫県土地改良にかかわったOBの方々と東播用水土地改良区職員有志が加わり、たくさんのゴミや投棄された粗大ゴミを収拾し、呑吐ダム管理所の駐車場で整理を行いました。

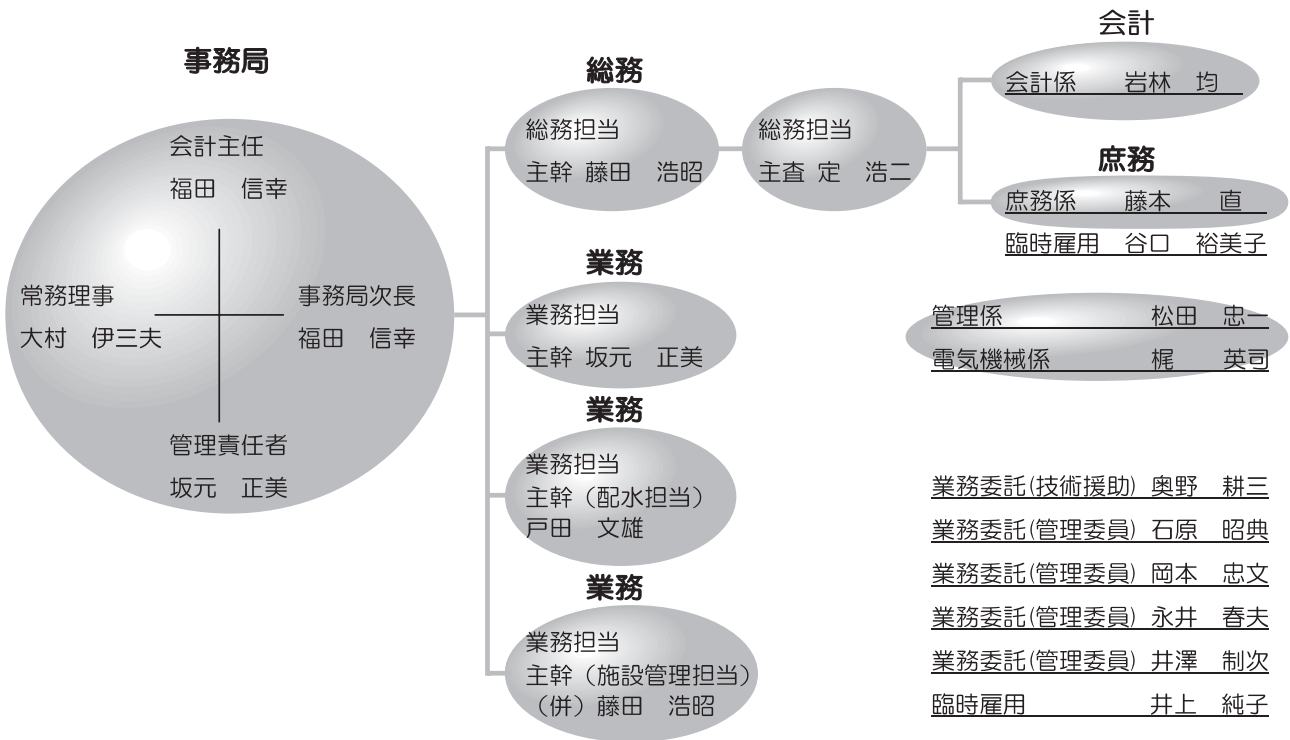
処分については、呑吐ダム管理所の方々にお世話になりました。

「水土里サポートきんき」、当日参加して頂いた皆様、ありがとうございました。



注1：『東播用水「水と緑の交流」実行委員会』は、国、県、市町の水道、農水関係行政機関が組織する会で、事務局は東播用水土地改良区にあります。

# 事務局組織図



# 職員になって1年後のひとり言



業務担当 電気機械係  
梶 英司

早かった。とにかく早かった。  
 気がつけばもう1年。  
 まったく余裕のなかったこの1年をふりかえれば、初めてのことばかりで失敗の連続でした。皆さんにご迷惑をかけたことばかり思い出します。  
 2年目に突入し、まもなく灌漑期となります。1年の流れが少しは解ってきましたので、先を見て余裕を持ち、少しでもいい仕事ができるように、がんばっていきたいと思います。  
 まだまだ判らないことばかりでありお役に立てないかもしれませんが、あたたかく見守っていただき、ご指導のほどよろしくお願い致します。



総務担当 庶務係  
藤本 直

昨年の4月から東播用水土地改良区でお世話になっております藤本と申します。  
 早いもので私がこちらに勤め始めて1年が経過しました。最初の頃は聞き慣れない単語、地名が飛び交い、電話対応もままならない状態でしたが、今現在は多少の慣れがでてきたのか幾分か余裕をもって対応出来ているかと思えます。現在、係で担当しているのは庶務全般でして、雑務全般はもちろんのこと文書整理、転用、換地、高畦畔事務処理等のはじめて触れる内容に、係の皆さんに支えていただきながら悪戦苦闘の毎日を送っています。  
 さて、話は変わりますが庶務の仕事といしますと事務所内での仕事が増えますので、以前に比べこころなしか自分の体重が増加傾向にあるように感じます。事務所が家から近いということもあり自転車通勤にしようかとも思うのですが、ついつい車に足が向いてしまいます。私事ではおますがこの春からは通勤手段は自転車の比重を大きくしたいと思っております。  
 個人的な内容が半分も占めて恐縮ではおますが、仕事もプライベートも充実した内容となるように努力していきたいと思っております。



# こんなときは、必ず土地改良区へ届出てください！

(法務局や市役所等への届出では、土地改良区の台帳は修正されません。)

農地の異動、  
組合員の資格交替等が  
あったとき

土地の所有権(売買、相続等)・耕作権の異動(小作等)  
組合員の交替

(組合員の死亡、農業者年金受給による経営移譲等)

住所変更

このような時は、土地改良法によって組合員から土地改良区へ届出するよう義務付けられております。

改良区へ届出のない場合は、資格は変更されません。賦課金は、そのまま現資格者に賦課されますので、ご注意ください。

提出書類 組合員資格得喪通知書

農地を転用または、  
公共事業用地として  
転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法により決済(転用決済金)が必要となります。

転用によって残った農地が土地改良施設費等の負担を負うこととなります。そこで負担の公平を図るため、土地改良法により、決済金を納めていただくことになっています。

19年度 農地転用決済金額

総合管理事業決済金 10アール当り 33,500円

維持管理事業決済金 10アール当り 93,500円

国営東播用水事業負担金 各市町により異なります。

意見書等発行手数料 1申請 1,000円

公共用地に売渡した場合(道路・河川・公園・建物等)でも転用決済金の納付が義務づけられています。

提出書類 農地転用等通知書・地区除外申請書・その他書類

賦課金についての  
お願い

賦課金の口座振替(農協)の活用を推奨しています。

賦課金の納入につきましては、便利な口座振替をお勧めします。当分の間は賦課金の2%還付(差引額を振替)します

提出書類 口座振替依頼書

土地改良区は組合員皆様の賦課金で運営されています。

納期限内の納入にご協力をお願いします。

賦課金に係る高畦畔免除の届出について

ほ場整備事業による換地処分が完了した農地、あるいは国土調査済の農地を対象に、水張面積に対し最大畦畔面積以上(水張面積に対し20%を超える面

積)を免除します。

提出書類 高畦畔免除申出書



.....

賦課金納入証明書の発行につきましては1件500円の手数料を徴収いたします。  
東播用水土地改良区の賦課金は確定申告の際の控除対象となりますので領収書をなくさないように保管してください。

.....

## ほ場整備事業完了地区の賦課面積について

東播用水土地改良区の賦課面積の基準は定款第24条第3項の規程により「この土地改良区の地区内にある全部につき不動産登記簿記載面積を基準として土地原簿に記載された賦課対象面積」としています。

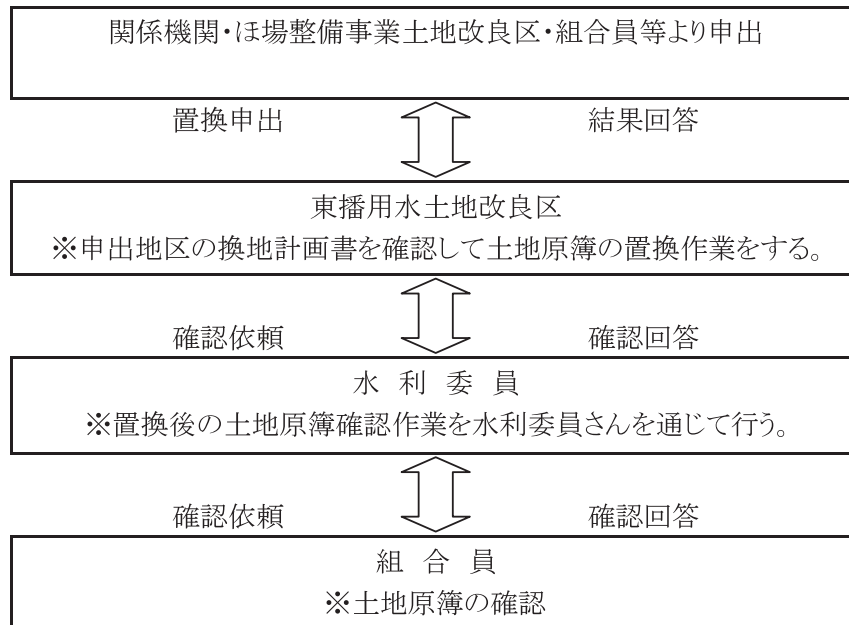
この基準により、ほ場整備事業で造成された農地に対しても換地処分登記が完了するまでは従前地面積(造成前の公簿面積)により賦課金を請求しています。

近年、ほ場整備事業が完了される地区の増加に伴い換地処分登記が進んできていますので、本区としても関係機関、関係土地改良区、組合員等からの申出で土地原簿の置換作業を下記の手順で行っています。

組合員さんの地区で、今年の12月末までに換地処分登記が完了する場合は本区関係役員、総代、水利委員さんを通じて土地改良区まで申出をお願いします。

12月末までに申出をいただきますと翌年度から置換後の面積を適用致します。

### 《土地原簿置換作業の手順》



上記の手続きについてのお問い合わせ先

東播用水土地改良区 総務担当

☎0794(87)0545

## 東播用水「水と緑の交流」実行委員会からのお知らせ



### 呑吐ダム桜並木「水土里の路」公園づくり会員募集



呑吐ダムの右岸部の広場や道路を活用し、桜並木「水土里の路」公園をつくる計画をしました。この公園づくりは、水を使う受益者、水源地域の人々及び一般住民の交流の舞台づくりを目指し、手作り公園として育てていきたいと考えています。

公園には、千年桜や子福桜、関山など長寿命な桜を植える予定です。桜を植え育てる取り組みに賛同いただける組合員、一般住民の方々を募集しています。

#### 今回の募集

募集期間 平成17年度～19年度

本年度募集予定数 136名（先着順に受付し、本年度の植樹と植樹の準備に参加していただきます）

応募先 下記へメール、FAXまたはハガキでお申し込みください。

及び問合せ 申し込みには、氏名、住所、年齢、電話番号をご記入ください。

東播用水「水と緑の交流」実行委員会

事務局：東播用水土地改良区

〒673-0512 三木市志染町井上683

TEL 0794-87-0545 FAX 0794-87-0547

E-mail soumu@toban-yosui.jp

会費 8,000円/人（5年間分の会費、家族で申し込みの場合は代表者1名分のみ）

#### 源流ミニツアー

開催日時 平成19年10月  
内容 川代ダム等の見学他

#### 呑吐ダムフレッシュアップウォーキング

開催日時 平成19年11月  
内容 ウォーキング他

上記の通り、行事を予定しております。詳しくは市町広報・パンフレット等でお知らせしますので、ぜひ参加してください。



#### お問い合わせ

〒673-0512 三木市志染町井上683

### 東播用水土地改良区

TEL 0794-87-0545

FAX 0794-87-0547

ホームページアドレス：<http://www.toban-yosui.jp>

メールアドレス：[soumu@toban-yosui.jp](mailto:soumu@toban-yosui.jp)

